

改正

令和5年3月31日告示第75号

令和6年11月18日告示第185号

中野市住居除雪等支援事業補助金交付要綱

中野市雪害対策除雪費補助金交付要綱（平成17年中野市告示第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、積雪時における住居の倒壊又は損傷の防止及び外出が著しく制限される者の外出支援を図るため、住居の除雪等に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）住居 現に居住する住宅及び住居と一体となって生活の用に供する建物をいう。
- （2）除雪等 除雪及び排雪をいう。
- （3）世帯 同一の住居に居住し、生計を一にする者の集まりをいう。

（成果の指標）

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、次に掲げるものとする。

- （1）住居の倒壊又は損傷の防止
- （2）外出回数の確保

（補助対象事業及び補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる事業及び補助対象者は別表のとおりとする。

（補助対象経費、補助金額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、事業に要した作業員の賃金とする。ただし、市内並びに長野市、須坂市、飯山市、信濃町、飯綱町、小布施町、山ノ内町、高山村、木島平村、野沢温泉村及び栄村に居住する扶養義務者が除雪等をした場合は除く。

2 補助金の額は、作業員1人当たり1時間につき2,000円とする。ただし、経費の実支出額が作業員1人当たり1時間につき2,000円に満たないときはその額とする。

3 事業に要した作業時間に1時間未満の端数があるときは、30分以内の時は0.5時間とし、30分を

超えるときは1時間とする。

4 補助金の交付は、対象事業ごと1世帯につき同一年度内5万円を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市住居除雪等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業実績調書

(2) 経費の支払を証する書類

(3) 事業の実施状況を確認できる書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書兼実績報告書の提出に当たっては、担当地区の民生児童委員の意見を付さなければならない。

3 第1項の申請書兼実績報告書の提出期限は、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第7条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市住居除雪等支援事業補助金交付請求書(様式第2号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の中野市雪害対策除雪費補助金交付要綱の規定に基づき受理した申請書に係る補助金については、なお従前の例による。

(失効)

3 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年3月31日告示第75号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の中野市機構集積協力金交付要綱等の規定に基づき提出された申請書等は、この要綱による改正後の中野市機構集積協力金交付要綱等の規定に基づき提出された申請書等とみなす。

附 則（令和6年11月18日告示第185号）

この要綱は、令和6年11月18日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	補助対象者
<p>除雪等支援事業（住居の屋根に概ね70cm以上の積雪がある場合の雪下ろし及び下ろした雪の除雪等）</p>	<p>除雪等を実施する年度の市町村民税所得割非課税世帯で、かつ、次のいずれかに該当する世帯の世帯主。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく被保護世帯を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 65歳以上の者のみで構成されている世帯及び65歳以上の者と18歳未満の者のみで構成されている世帯 （2） 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づく母子家庭等及び寡婦の世帯 （3） 生計の中心となる者が、心身障がい者である世帯 （4） 生活保護法の規定に基づく要保護世帯 （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯
<p>外出支援事業（住居から道路までの通路に概ね10cm以上の積雪があった場合の当該通路の除雪等）</p>	<p>除雪等を実施する年度の市町村民税所得割非課税世帯で、かつ、次のいずれかに該当する世帯の世帯主。ただし、生活保護法の規定に基づく被保護世帯を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 日常生活において車いすを主に移動の手段として使用する者のみの世帯 （2） 肢体不自由のうち、上肢、下肢及び体幹に関して3級以上の障害者手帳を有している者のみの世帯 （3） 視覚障がいに関して、3級以上の障害者手帳を有している者のみの世帯 （4） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯